

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第2号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則(昭和32年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 法第1条に規定する学校のうち、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。 (2)～(4) [略] (学校等の設置の認可申請又は届出の手続) 第3条 法第4条第1項の規定による学校設置の認可の申請若しくは法第130条第1項の規定による専修学校の設置の認可の申請又は法第4条の2の規定による幼稚園の設置の届出若しくは施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校の設置の届出は、開設予定期日の30日前までに施行規則第3条に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。 (1)～(7) [略] 2～5 [略] (位置の変更の認可申請又は名称等の変更の届出の手続) 第4条 施行令第23条第1号の規定による学校の位置の変更の認可の申請又は施行令第25条第3号の規定による小学校若しくは中学校の位置の変更、施行令第26条第1項第1号の規定による学校の名称の変更、同項第2号の規定による学校の位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、同項第3号の規定による学則の変更の届出は変更後速やかにしなければならない。この場合において、位置の変更については、施行規則第5条第2項に規定する書類のほか、前条第1項各号(第3号及び第4号を除く。)及び第3項各号に規定する書類及び図面に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。 (分校設置の認可申請又は届出の手続) 第6条 施行令第23条第1項第9号の規定による高等学校の分校設置の認可の申請又は施行令第23条第2項の規定による幼	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 法第1条に規定する学校のうち、公立の幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校及び特別支援学校をいう。 (2)～(4) [略] (学校等の設置の認可申請又は届出の手続) 第3条 法第4条第1項の規定による学校設置の認可の申請若しくは法第130条第1項の規定による専修学校の設置の認可の申請又は法第4条の2の規定による幼稚園の設置の届出若しくは施行令第25条第1号の規定による小学校、 <u>中学校若しくは義務教育学校</u> の設置の届出は、開設予定期日の30日前までに施行規則第3条に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。 (1)～(7) [略] 2～5 [略] (位置の変更の認可申請又は名称等の変更の届出の手続) 第4条 施行令第23条第1項第1号の規定による学校の位置の変更の認可の申請又は施行令第25条第3号の規定による小学校、 <u>中学校若しくは義務教育学校</u> の位置の変更、施行令第26条第1項第1号の規定による学校の名称の変更若しくは同項第2号の規定による学校の位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、同項第3号の規定による学則の変更の届出は変更後速やかにしなければならない。この場合において、位置の変更については、施行規則第5条第2項に規定する書類のほか、前条第1項各号(第3号及び第4号を除く。)及び第3項各号に規定する書類及び図面に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。 (分校設置の認可申請又は届出の手続) 第6条 施行令第23条第1項第9号の規定による高等学校の分校設置の認可の申請又は施行令第23条第2項の規定による幼

稚園の分校設置、施行令第24条の3の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校設置の届出は、施行規則第7条に規定する書類及び図面のほか、第3条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。

(高等学校の課程、学科等の設置の認可申請又は届出の手続)

第10条 法第4条第1項の規定による高等学校の全日制的課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の設置の認可の申請若しくは施行令第23条第2号の規定による高等学校の学科の設置の認可の申請又は施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の設置の届出は、施行規則第11条に規定する書類及び図面のほか、第3条第1項各号及び第4項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

(学校若しくは分校、課程、学科等の廃止の認可申請又は届出の手続)

第13条 法第4条第1項の規定による学校若しくは高等学校の全日制的課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の廃止の認可の申請若しくは施行令第23条第1項第2号の規定による高等学校の学科若しくは同項第9号の規定による高等学校の分校の廃止の認可の申請又は法第4条の2の規定による幼稚園の廃止の届出若しくは施行令第23条第2項の規定による幼稚園の分校、施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校若しくは同条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校若しくは施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに、施行規則第15条に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。

稚園の分校設置、施行令第24条の3の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第4号の規定による小学校、中学校若しくは義務教育学校の分校設置の届出は、施行規則第7条に規定する書類及び図面のほか、第3条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。

(高等学校の課程、学科等の設置の認可申請又は届出の手続)

第10条 法第4条第1項の規定による高等学校の全日制的課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の設置の認可の申請若しくは施行令第23条第1項第2号の規定による高等学校の学科の設置の認可の申請又は施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の設置の届出は、施行規則第11条に規定する書類及び図面のほか、第3条第1項各号及び第4項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

(学校若しくは分校、課程、学科等の廃止の認可申請又は届出の手続)

第13条 法第4条第1項の規定による学校若しくは高等学校の全日制的課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の廃止の認可の申請若しくは施行令第23条第1項第2号の規定による高等学校の学科若しくは同項第9号の規定による高等学校の分校の廃止の認可の申請又は法第4条の2の規定による幼稚園の廃止の届出若しくは施行令第23条第2項の規定による幼稚園の分校、施行令第25条第1号の規定による小学校、中学校若しくは義務教育学校若しくは同条第4号の規定による小学校、中学校若しくは義務教育学校の分校若しくは施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに、施行規則第15条に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出願) 第3条 高等学校に就学(入学、転学及び転籍をいう。)しようとする者は、その者の在学する中学校又は卒業した中学校の所在地の属する学区内の高等学校に出願しなければならない。	(出願) 第3条 高等学校に就学(入学、転学及び転籍をいう。)しようとする者は、その者の在学する中学校若しくは義務教育学校又は卒業した中学校若しくは義務教育学校の所在地の属する学区内の高等学校に出願しなければならない。

<p>2 居住地（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により届け出た住所地であって、現に常住する場所をいう。以下同じ。）の属する学区が卒業した中学校の所在地の属する学区と異なる者及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、その者の居住地の属する学区内の高等学校に出願しなければならない。</p>	<p>2 居住地（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により届け出た住所地であって、現に常住する場所をいう。以下同じ。）の属する学区が卒業した中学校又は義務教育学校の所在地の属する学区と異なる者及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、その者の居住地の属する学区内の高等学校に出願しなければならない。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（教育職員免許状更新講習に関する規則の一部改正）

第3条 教育職員免許状更新講習に関する規則（平成21年岩手県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（更新講習修了確認を受けなければならない者）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） 県内の公立学校の教育職員として採用された者であって、次に掲げるもののうち学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事しているもの</p> <p>ア 県内の公立学校の教育職員として在職した後、引き続き次に掲げる役員又は職員として在職する者</p> <p>（ア） [略]</p> <p>（イ） 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置するものに限る。）の役員又は職員</p> <p>イ [略]</p> <p>（2） [略]</p>	<p>（更新講習修了確認を受けなければならない者）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） 県内の公立学校の教育職員として採用された者であって、次に掲げるもののうち学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事しているもの</p> <p>ア 県内の公立学校の教育職員として在職した後、引き続き次に掲げる役員又は職員として在職する者</p> <p>（ア） [略]</p> <p>（イ） 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置するものに限る。）の役員又は職員</p> <p>イ [略]</p> <p>（2） [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の学校教育法施行細則（以下「改正後の学校教育法施行細則」という。）第3条第1項に規定する義務教育学校の設置の届出は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 開設予定日を平成28年4月1日とする義務教育学校の設置の届出に係る改正後の学校教育法施行細則第3条第1項の規定の適用については、同項中「開設予定日の30日前までに」とあるのは、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成28年岩手県教育委員会規則第2号）の公布後速やかに」とする。